

佐賀大学・武雄市 連携公開講座

男らしく、女らしくの過去から“自分らしい”未来へ

1999年（平成11年）に男女共同参画社会基本法が制定され、25年経った今、男女共同参画の意識がどう変わったのか、また世界の動きなどを学び、男女共同参画社会の実現に向け「自分らしくあること」の大切さを見つめなおし、行動できることは何かを考えてみる学びの時間として9月20日（水）に、佐賀大学・武雄市 連携公開講座を開催します。当日の取材をしていただきますようお願いいたします。

・日時

令和5年9月20日（水）13:30～15:00

・場所

武雄市文化会館 大集会室 A

・講師

佐賀大学 教育学部 吉岡 剛彦 教授（専門：法哲学）

（開催趣旨）

1999年（平成11年）に男女共同参画社会基本法が制定されました。

制定の背景や現在、男女共同参画の意識がどう変わったのか、今後、どう変わっていくのか国内のみならず世界の動きなどを学ぶことで「自分らしくあること」の大切さを見つめなおし、男女共同参画社会へ向け、自らが何かを変えたい、変えようと気づき行動に移そうと思える学びの時間

※詳細は、別添チラシをご覧ください。

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市男女参画課 TEL 0954-23-9141

男らしく、女らしくの過去から“自分らしい”未来へ

性別に囚われず、誰もが平等で公平に行動できるようにしよう

2023.9.20 水

13:30～15:00

武雄市文化会館 大集会室 A

参加無料
定員30名
(先着順)

講師

吉岡 剛彦さん

(佐賀大学 教育学部教授)

専門:法哲学

マイノリティの人権に関する法哲学的研究



1999年(平成11年)男女共同参画社会基本法が制定されました。
男女共同参画社会基本法が制定された背景や25年経った今、男女共同参画の意識はどう変わったのか、また世界の動きなどを学び、男女共同参画社会の実現に向け、あなたの周りから行動できることは何かを考えてみませんか

8月31日(木)までに電話、FAXまたはメールにてお申込みください。

この申込書で、4名まで申込みができます。託児を希望される方はご連絡ください。



	氏名	連絡先	団体名 (団体に所属の方のみ記入)
1			
2			
3			
4			

後援: 武雄市教育委員会 / 共同参画ネットワークたけお / 武雄市社会人権・同和教育推進協議会

申し込み・お問い合わせ先

武雄市男女参画課

☎0954-23-9141 / FAX 0954-23-9120 ✉ danjyo@city.takeo.lg.jp

ジェンダーとは

日本語では「文化的・社会的に作られた性別」ともいわれ、「男らしい」「女らしい」とされる行動や態度、「家事は女性がやるもの」といった役割分担意識などのことをいいます。**このようなジェンダーに束縛されずに暮らせる社会が望まれます。**

なぜ、ジェンダー平等でないといけないの？

ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができる社会をみんなで作る必要があります。

「元始 女性
は実に太陽で あった」
創刊の辞として書いた言葉

ジェンダー平等への取り組みをみてみよう（日本の歴史）

- 1911 平塚らいてうが女性の解放を訴え青鞆社（せいとうしゃ）を設立、「青鞆」を発刊、婦人参政権などを訴えました。
- 1945 第二次世界大戦で敗れ、民主化が進む。国内で女性の参政権が認められました。
1946年（昭和21年）4月10日 日本で女性が初めて参政権を行使した日
戦後初めての衆議院議員総選挙、約1,380万人の女性が初めて投票し、39名の女性国会議員が誕生
- 1985 **男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）** 制定
事業主が雇用の際、募集や採用、配置、福利厚生、退職、解雇などにおける男女の差別的な取扱い、妊娠・出産等を理由とする不利益な取り扱いも禁止しています。現在では、セクシャル・ハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置を講じることも求めています。
- 1995 **育児・介護休業法（育児休業法から改正）**
- 1999 **男女共同参画社会基本法成立**
（労働だけではない男女平等社会を目指す社会活動全体への取り組み）
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざすことが定められています。
- 2001 **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）**
配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制整備、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることが目的です。
- 2015 **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）**
働く場面での活躍に希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、女性の活躍推進に向けた数値目標の公表を事業主に義務づけられた法律です。
- 2018 **政治分野における男女共同参画の推進に関する法律**
衆、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すこと、国・地方公共団体の責務、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

ジェンダー平等の未来は……



日本におけるジェンダー平等に向けた取り組み（一部）を紹介しました。取り組みの背景には、その時代に生きる人々の生活や意識の変化があります。

講座では、私たちの生活や意識が時代とともにどう移り変わっていったのか、また、諸外国の取り組み状況などを知り、そこからどんな未来を思い描き、思い描いた未来の実現に向け、自分が行動できることは何にか一緒に考えてみませんか？

一人ひとりジェンダー平等に興味を持ちましょう！

